

(証券コード6628)

2021年1月8日

株 主 各 位

大阪府東大阪市川俣一丁目1番41号

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社

代表取締役社長 大舘宗徳

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年1月26日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。もしくは、当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2021年1月26日(火曜日)午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年1月27日(水曜日)午前10時(受付:午前9時30分)
2. 場 所 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
OMMビル1階
グラン101~102会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権発行の件

以 上

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせ、議決権行使書またはインターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申しあげます。

株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申しあげます。

また、当社運営スタッフにつきましては、マスクを着用してのご対応及び密接・密集を防ぐため、座席間隔をあげた座席配置等を検討しており、例年よりも会場の座席数が減少する見込みのため、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、何卒ご了承くださいませようようお願い申し上げます。あわせて、製品展示及びお土産につきましては本臨時株主総会においては控えさせていただきます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト(<https://onkyo.com/>)に掲載させていただきます。

同一の株主様が書面及びインターネットによる双方の議決権行使をした場合で同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとして扱うこととし、インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後のインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネットによる議決権行使の手順

・スマートフォンの場合（1回目）

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインできます（上記方法での議決権行使は1回に限ります。）。以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

・パソコン、2回目以降のスマートフォンの場合

議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしてください。議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリック。「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」のそれぞれにご入力いただき、「送信」をクリック。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

・インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-173-027（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、遅延している営業債務の支払いのための資金調達及び債務超過解消を目的として、新たな種類の株式として、第11回新株予約権及び第12回新株予約権が目的とするA種種類株式及びB種種類株式の新設に関する定款変更をするものであります。

また、当社は、実行し得る債務超過解消のための施策を進めることを目指して、追加的な種類株式の発行についても実行可能な状態にあらかじめ準備することが必要と考えております。このため、A種種類株式及びB種種類株式の新設に加えて、C種種類株式の新設に関する定款変更をするものであります。なお、現時点においては、C種種類株式の新設にかかる定款変更を実施するのみであり、C種種類株式の募集事項について決定した事実はありません。

さらに、当社は、第10回新株予約権の行使による当社普通株式の発行及び将来における機動的な資金調達の必要性も勘案し、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の31,000万株から55,000万株に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第5条 (条文省略) (発行可能株式総数)	第1条～第5条 (現行どおり) (発行可能株式総数および発行可能種類 株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>31,000万</u> 株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,000万</u> 株とし、 <u>当社の発行可能種類株式総数</u> <u>は、それぞれ次のとおりとする。</u> 普通株式 55,000万株 A種種類株式 2,500株

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 7 条 (条文省略) (単元株式数)</p> <p>第 8 条 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第 9 条～第12条 (条文省略) (新設) (新設)</p>	<p>B種種類株式 <u>2,500株</u> C種種類株式 <u>7,500株</u> 第 7 条 (現行どおり) (単元株式数)</p> <p>第 8 条 当会社の<u>普通株式</u>の単元株式数は100株、<u>A種種類株式</u>の単元株式数は1株、<u>B種種類株式</u>の単元株式数は1株、<u>C種種類株式</u>の単元株式数は1株とする。</p> <p>第 9 条～第12条 (現行どおり) <u>第 2 章の 2 種類株式</u> (優先配当金)</p> <p>第12条 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするとき、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載もしくは記録されたA種種類株式、B種種類株式もしくはC種種類株式(以下、あわせて「種類株式」という。)を有する株主(以下、それぞれ「A種種類株主」、「B種種類株主」および「C種種類株主」といい、あわせて「種類株主」という。)または種類株式の登録株式質権者(種類株主とあわせて以下、「種類株主等」といい、A種種類株式についての種類株主等を「A種種類株主等」と、B種種類株式</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>についての種類株主等を「B種種類株主等」と、C種種類株式についての種類株主等を「C種種類株主等」という。）に対し、第12条の11第1項に定める支払順位に従い、種類株式1株につき、次項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により種類株式1株あたりに支払われる金銭を、以下、「優先配当金」といい、A種種類株式についての優先配当金を「A種優先配当金」と、B種種類株式についての優先配当金を「B種優先配当金」と、C種種類株式についての優先配当金を「C種優先配当金」という。）を行う。なお、優先配当金に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> </p> <p> <u>2. 優先配当金の金額</u> </p> <p> <u>(1) A種優先配当金の金額</u> </p> <p> <u>A種優先配当金の額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末ごとに下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>を乗じて算出した額とする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)</u>。 <u>優先配当年率＝日本円TIBOR(6か月物)＋2.5%</u> <u>「日本円TIBOR(6か月物)」</u> <u>とは、各半期事業年度の初日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下、「優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR6か月物</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(360日ベース)) として、<u>インターコンチネンタル取引所 (ICE) によって公表される数値またはこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR (6 か月物) に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日 (同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を365日 (ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日) として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p><u>(2) B種優先配当金の金額</u></p> <p><u>B種優先配当金の額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする (除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>を四捨五入する。)。。</p> <p><u>なお、B種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p><u>(3) C種優先配当金の金額</u></p> <p><u>C種優先配当金の額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、優先配当年率を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。。</u></p> <p><u>なお、C種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>数につき、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</p> <p>3. 非参加条項 当社は、種類株主等に対しては、優先配当金および累積未払配当金相当額（次項に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</p> <p>4. 累積条項 ある事業年度に属する日を基準日として種類株主等に対し</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>て行われた1株あたりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき本項に従い累積した累積未払配当金相当額(以下に定義される。))の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2項各号に従い計算される優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2項各号ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本項において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本項において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額が種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年ごと(ただし、1年目は不足事業年度定</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本項に従い累積する金額（以下、「累積未払配当金相当額」といい、A種種類株式についての累積未払配当金相当額を「A種累積未払配当金相当額」と、B種種類株式についての累積未払配当金相当額を「B種累積未払配当金相当額」と、C種種類株式についての累積未払配当金相当額を「C種累積未払配当金相当額」という。）については、第12条の11第1項に定める支払順位に従い、種類株主等に対して配当する。</p> <p style="text-align: center;">(残余財産の分配)</p> <p>第12条の3 当社は、残余財産を分配するときは、種類株主等に対し、第12条の11第2項に定める支払順位に従い、種類株式1株につき、次項に定める額（以下、</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p data-bbox="664 172 991 641"> <u>「残余財産分配額」といい、A種種類株式についての残余財産分配額を「A種残余財産分配額」と、B種種類株式についての残余財産分配額を「B種残余財産分配額」と、C種種類株式についての残余財産分配額を「C種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、残余財産分配額に、各種類株主等が権利を有する種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> </p> <p data-bbox="591 652 908 677"> <u>2. 残余財産分配額の金額</u> </p> <p data-bbox="602 704 956 729"> <u>(1) A種残余財産分配額の金額</u> </p> <p data-bbox="664 757 991 1261"> <u>A種残余財産分配額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および第4項に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額とする。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなし</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>てA種累積未払配当金相当額を計算する。</p> <p><u>(2) B種残余財産分配額の金額</u></p> <p><u>B種残余財産分配額は、B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額および第4項に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額とする。ただし、本号においては、分配日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。</u></p> <p><u>(3) C種残余財産分配額の金額</u></p> <p><u>C種残余財産分配額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額および第4項に定めるC種日割未払優先配当金額を加えた額とする。ただし、本号においては、分配日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてC種累積未払配当金相当額を計算する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="665 173 991 267">余金の配当は行われないもの とみなしてC種累積未払配当 金相当額を計算する。</p> <p data-bbox="591 277 785 302">3. <u>非参加条項</u></p> <p data-bbox="665 329 991 422">種類株主等に対しては、前2項 のほか、残余財産の分配は行わ ない。</p> <p data-bbox="591 432 908 457">4. <u>日割未払優先配当金額</u></p> <p data-bbox="665 484 991 1128">種類株式1株あたりの日割未 払優先配当金額は、分配日の属 する事業年度において、分配日 を基準日として優先配当金の 支払がなされたと仮定した場 合に、前条第2項各号に従い計 算される優先配当金相当額と する（以下、種類株式1株あた りの日割未払優先配当金額を 「日割未払優先配当金額」とい い、A種種類株式についての日 割未払優先配当金額を「A種日 割未払優先配当金額」と、B種 種類株式についての日割未払 優先配当金額を「B種日割未払 優先配当金額」と、C種種類株 式についての日割未払優先配 当金額を「C種日割未払優先配 当金額」という。）。</p> <p data-bbox="572 1138 665 1163"><u>(議決権)</u></p> <p data-bbox="561 1187 991 1247">第12条 A種種類株主、B種種類株主お の4 よびC種種類株主は、法令に別</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="665 173 995 267"><u>段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p data-bbox="572 274 917 302"><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u></p> <p data-bbox="560 309 882 337">第12条 <u>金銭対価取得請求権</u></p> <p data-bbox="560 344 995 1262">の5 <u>種類株主は、それぞれ次に定める日以降、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。)(以下、「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月1日(当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、「償還請求日」という。)として、償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係る種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定める額(以下、「任意償還価額」といい、A種種類株式についての任意償還価額を「A種任意償還価額」と、B種種類株式についての任意償還価額を「B</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>種任意償還価額」と、C種種類株式についての任意償還価額を「C種任意償還価額」という。)の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>A種種類株式 2021年1月28日</p> <p>B種種類株式 2021年1月28日</p> <p>C種種類株式 2023年1月28日</p> <p>ただし、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみC種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。また同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額ならびに当該償還請求日と同一の日</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p> <u>を現物償還請求日（次条第1項に定義する。）として現物償還請求（次条第1項に定義する。）がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式（次条第1項に定義する。）および金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式ならびに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p data-bbox="591 172 882 197">2. 任意償還価額の金額</p> <p data-bbox="602 221 930 249"><u>(1) A種任意償還価額の金額</u></p> <p data-bbox="664 277 994 508">当該償還請求にかかるA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</p> <p data-bbox="664 519 994 851">なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額を計算する。</p> <p data-bbox="602 862 930 890"><u>(2) B種任意償還価額の金額</u></p> <p data-bbox="664 914 994 1145">当該償還請求にかかるB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(ii) B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</p> <p data-bbox="664 1156 994 1247">なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。</p> <p><u>(3) C種任意償還価額の金額</u></p> <p>当該償還請求にかかるC種種類株式の数に、(i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(ii) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</p> <p>なお、本号においては、C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。</p> <p><u>3. 償還請求受付場所</u></p> <p><u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u> <u>大阪証券代行部</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="591 173 990 438"> <u>4.</u> 償還請求の効力発生 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。 </p> <p data-bbox="572 445 990 508"> <u>(REVOLUTION株式を対価とする取得請求権)</u> </p> <p data-bbox="560 515 990 578"> <u>第12条 REVOLUTION株式対価取得請求の6</u> 権 </p> <p data-bbox="664 585 990 1264"> <u>B種種類株主は、2021年1月28日以降、現物償還請求日（以下に定義する。）における償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の10銀行営業日前までに当会社に対して、当会社が保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：8894。以下、「REVOLUTION株式」という。）および金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）が</u> </p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>できるものとし、当会社は、当該現物償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、次項に定めるREVOLUTION株式および金銭を、B種種類株主に対して交付する。</p> <p>ただし現物償還請求日において現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式および金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額の合計額が、現物償還請求日における償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされたB種種類株式ならびに償還請求がなされたA種種類株式およびB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式およびB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式およびB種種類株式については、償還請求または現物償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>2. <u>現物償還交付財産の内容</u></p> <p>(1) <u>現物償還請求がなされたB種種類株式の対価として交付する財産は、当社が保有するREVOLUTION株式の時価(第3号に定義する。)の合計額(以下、「現物交付REVOLUTION株式価額」という。)が当該現物償還請求にかかるB種種類株式にかかる現物償還交付額(次号に定義する。)以下で最大となるようなREVOLUTION株式および現物償還交付額と現物交付REVOLUTION株式価額の差額に相当する金銭とする。</u></p> <p>(2) <u>現物償還交付額</u> 前号において「現物償還交付額」とは、当該現物償還請求にかかるB種種類株式の数に、 <u>(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額ならびに(ii)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額をいう。</u></p> <p><u>なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「現物償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。</u></p> <p><u>(3) REVOLUTION株式の時価とは、現物償還請求日の株式会社東京証券取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)をいう。</u></p> <p><u>3. 現物償還請求受付場所</u></p> <p><u>三菱UFJ信託銀行株式会社</u> <u>大阪証券代行部</u></p> <p><u>4. 現物償還請求の効力発生</u></p> <p><u>現物償還請求事前通知の効力は、現物償還請求事前通知に要する書類が前項に記載する現物償還請求受付場所に到達したときに発生する。現物償還請求の効力は、当該現物償還請求事前通知に係る現物償還請</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p style="text-align: center;">求日において発生する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>第12条 当社は、2022年1月28日以降 の7 <u>いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行ったうえで、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、種類株式の全部または一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還にかかる種類株式を取得するのと引換えに、次項に定める額（以下、「強制償還価額」といい、A種種類株式についての強制償還価額を「A種強制償還価額」と、B種種類株式についての強制償還価額を「B種強制償還価額」と、C種種類株式についての強制償還価額を「C種強制償還価額」という。）の金銭を、種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係る種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じ</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>るときは、当該端数は切り捨てる。なお、種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。</p> <p>2. 強制償還価額の金額</p> <p>(1) A種強制償還価額の金額</p> <p>当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(ii) A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</p> <p>なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算およびA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額を計算する。</p> <p>(2) B種強制償還価額の金額</p> <p>当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(ii) B種累積未払</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</p> <p>なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算およびB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額を計算する。</p> <p>(3) C種強制償還価額の金額</p> <p>当該金銭対価償還に係るC種種類株式の数に、(i) C種種類株式1株あたりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額ならびに(ii) C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額</p> <p>なお、本号においては、C種累積未払配当金相当額の計算およびC種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、C種累積未払配当金相当額およびC種日割未払優先配当金額を計算する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(譲渡制限)</u>
(新設)	<p>第12条 種類株式を譲渡により取得するの8 <u>には、当社の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除)</u></p>
(新設)	<p>第12条 当社が株主総会の決議により9 <u>って種類株主との合意により当該種類株主の有する種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u></p> <p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当てなど)</u></p>
(新設)	<p>第12条 当社は、種類株式について株式の10 <u>分割または併合を行わない。</u></p> <p>2. <u>当社は、種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p>3. <u>当社は、種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u></p>
(新設)	<p><u>(優先順位)</u></p> <p>第12条 優先配当金、累積未払配当金相11 <u>当額および普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額およびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金およびB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。</p> <p>2. 種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式およびB種種類株式にかかる残余財産の分配を第2順位（A種種類株式およびB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</p> <p>3. 当社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うため</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第13条～第18条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>に必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。</u></p> <p>第13条～第18条 （現行どおり）</p> <p><u>（種類株主総会）</u></p> <p>第18条 <u>第14条の規定は、定時株主総会の2</u> <u>と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2.</u> <u>第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>3.</u> <u>第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>4.</u> <u>第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>5.</u> <u>当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
<p>第19条～第46条 （条文省略）</p>	<p>第19条～第46条 （現行どおり）</p>

第2号議案 第三者割当による第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権発行の件

1. 提案の理由

第三者に対して特に有利な払込金額をもってオンキヨーホームエンターテイメント株式会社第10回新株予約権、第11回新株予約権及び第12回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）を発行する件についてご承認をお願いするものであります。また、第10回新株予約権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%以上希薄化することになるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をあわせてお願いするものであります。

さらに、本新株予約権が割当予定先に割り当てられ、第10回新株予約権がすべて行使された場合、割当予定先が有することとなる議決権割合は50%を超えることになるため、本議案は、会社法第244条の2第5項に基づき、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当てまたは会社法第244条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

なお、本議案は、第1号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 本新株予約権に係る募集の概要

<第10回新株予約権の発行の概要>

(1) 割 当 日	2021年1月28日
(2) 新株予約権の総数	2,400,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり0.1円
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式240,000,000株
(5) 資金調達の内訳	1,200,240,000円 (内訳) 第10回新株予約権発行分 240,000円 第10回新株予約権行使分 1,200,000,000円
(6) 行 使 価 額	1株当たり5円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による

(8) 割 当 予 定 先	EVO FUND
(9) そ の 他	本新株予約権については、本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行に関する議案が承認（特別決議）されること、本資金調達による大規模希薄化が承認されること並びにA種種類株式及びB種種類株式の新設に係る定款変更に関する議案が承認（特別決議）され、当該定款変更の効力が生じること並びに第10回新株予約権の募集に係る金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件として本新株予約権の買取契約を締結する予定です。

< 第11回新株予約権の発行の概要 >

(1) 割 当 日	2021年1月28日
(2) 新株予約権の総数	2,500個（新株予約権1個につきA種種類株式1株）
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり1円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	A種種類株式2,500株
(5) 資 金 調 達 の 額	2,500,002,500円 （内訳） 第11回新株予約権発行分 2,500円 第11回新株予約権行使分 2,500,000,000円
(6) 行 使 価 額	1株当たり1,000,000円
(7) 募 集 又 は 割 当 て 方 法	第三者割当による
(8) 割 当 予 定 先	EVO FUND

(9) その他	<p>第11回新株予約権の目的であるA種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権は付されていません。また、金銭を対価とする取得請求権及び取得条項が付されております。詳細は「A種種類株式の要項」をご参照下さい。</p> <p>本新株予約権については、本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行に関する議案が承認（特別決議）されること、本資金調達による大規模希薄化が承認されること並びにA種種類株式及びB種種類株式の新設に係る定款変更に関する議案が承認（特別決議）され、当該定款変更の効力が生じること並びに第10回新株予約権の募集に係る金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件として本新株予約権の買取契約を締結する予定です。</p>
---------	--

<第12回新株予約権の発行の概要>

(1) 割 当 日	2021年1月28日
(2) 新株予約権の総数	2,500個（新株予約権1個につきB種種類株式1株）
(3) 発 行 価 額	新株予約権1個当たり1円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	B種種類株式2,500株
(5) 資 金 調 達 の 額	2,500,002,500円 (内訳) 第12回新株予約権発行分 2,500円 第12回新株予約権行使分 2,500,000,000円
(6) 行 使 価 額	1株当たり1,000,000円

<p>(7) 出資の目的とする財産 の内容及び価額</p>	<p>第12回新株予約権の行使に際しては同時に行使された第12回新株予約権の個数に行使価額を乗じて算出された額（1円未満端数切上げ）を上回る時価を有するREVOLUTION株式が出資されます。</p> <p>上記において「時価」とは、出資されるREVOLUTION株式の株式数に第12回新株予約権の行使請求の効力が生じる日の取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じて算出される額をいいます。</p> <p>※1 REVOLUTION株式については、割当予定先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを本新株予約権の買取契約において合意する予定です。</p> <p>※2 第12回新株予約権の出資の目的となる財産をREVOLUTION株式とすることは、割当予定先からの提案であり、当社は、債務超過解消の目的でかかる提案を受諾しております。事業上の効果等は目的としておらず、株式会社REVOLUTIONとの間で業務提携を行う予定はありません。</p> <p>※3 当社は、割当予定先との間でREVOLUTION株式に係る議決権の共同行使を合意する予定はありません。</p>
<p>(8) 募集又は割当て方法</p>	<p>第三者割当による</p>
<p>(9) 割 当 予 定 先</p>	<p>EVO FUND</p>

(10) その他	<p>第12回新株予約権の目的であるB種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権は付されていません。また、金銭又はREVOLUTION株式を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。詳細は「B種種類株式の要項」をご参照下さい。</p> <p>本新株予約権については、本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行に関する議案が承認（特別決議）されること、本資金調達による大規模希薄化が承認されること並びにA種種類株式及びB種種類株式の新設に係る定款変更に関する議案が承認（特別決議）され、当該定款変更の効力が生じること並びに第10回新株予約権の募集に係る金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件として本新株予約権の買取契約を締結する予定です。</p>
----------	--

(注1) 現物出資の対象となる財産（以下「現物出資財産」といいます。）の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが（会社法第284条第1項）、かかる検査役調査の例外の一つとして、行使された新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該新株予約権者が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております（会社法第284条第9項第1号）。第12回新株予約権の行使により交付される株式は最大2,500株であり、当社発行済株式総数（2020年12月16日現在の当社発行済株式総数142,768,294株）の10分の1を超えないことから、第12回新株予約権の行使における現物出資財産の価額について検査役調査は不要となります。

(注2) REVOLUTION株式（第12回新株予約権の現物出資財産）の発行会社である株式会社REVOLUTION（東証2部上場、証券コード：8894）の概要は以下のとおりです。

(2020年10月31日現在)

① 名	称	株式会社REVOLUTION
② 所	在 地	山口県下関市細江町二丁目2番1号
③ 代	表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 岡本貴文
④ 事	業 内 容	不動産分譲事業、不動産賃貸管理事業

⑤ 資 本 金	1,287,878千円 (連結)	
⑥ 設 立 年 月 日	1986年3月28日	
⑦ 大株主及び持 株 比 率 (※ 1)	CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT (常任代理人 ク レディ・スイス証券株式会社)	29.88%
	EVO FUND	25.72%
	BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀 行東京支店)	4.12%
	日本証券金融株式会社	2.51%
	CREDIT SUISSE AG SINGAPORE TRUST A/C CLIENTS - RESIDENT TOKYO (常任代理人 株 式会社三菱UFJ銀行)	1.93%
	MAJOR LERCH LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会 社)	1.31%
	FIDELITY CANADA CUSTODY (常任 代理人 シティバンク、エヌ・エ イ東京支店)	0.67%
	仲西智新	0.66%
	JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT (常任代理人 シティバ ンク、エヌ・エイ東京支店)	0.62%
	TOMODACHI INVESTMENT LP (常任 代理人 EVOLUTION JAPAN証券株 式会社)	0.54%
⑧ 当 社 と 当 該 会 社 と の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 への該当状況	該当事項はありません。

⑨ 最近3年間の経営成績及び財政状態（※2） （単位：千円。特記しているものを除く。）			
決 算 期	2018年10月期	2019年10月期	2020年10月期 （※3）
純 資 産	71,197	930,286	1,406,035
総 資 産	1,821,039	1,840,931	1,994,814
1株当たり純資 産（円）	0.97	4.90	4.78（個別）
売 上 高	863,189	827,971	763,453
営業利益又は 営業損失（△）	26,578	18,343	△32,777
経常利益又は 経常損失（△）	4,640	△16,863	△37,676
当期純利益又は 当期純損失（△）	4,647	△55,185	△187,830
1株当たり純利 益又は 純損失（△）（円）	0.06	△0.43	△0.81（個別）
1株当たり配当 額（円）	—	—	—

※1 大株主及び持株比率の情報は2019年10月31日時点のものです。

※2 2018年10月期及び2019年10月期の決算情報は個別業績、2020年10月期の決算情報は連結業績であります。

※3 2020年10月期の決算情報は、2020年12月15日公表の2020年10月期決算短信[日本基準]（連結）をもとに記載しております。

3. 割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組 成 目 的	投資目的	
(e) 組 成 日	2006年12月	
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約33.6百万米ドル（約34.9億円、1米ドル＝104円換算）（2020年12月15日時点）	
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)（2020年6月25日時点）	
(h) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円

上場会社と当該 (j)ファンドとの間の 関係	当社と当該ファンド との間の関係	割当予定先は、当社普通株式 9,854,455株及び第9回新株 予約権500,000個（潜在株式 数10,000,000株）を保有して います（2020年9月30日時 点）。
	当社と当該ファンド 代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人と の間の関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2020年3月31日現在におけるものです。

4. 特に有利な金額で本新株予約権を発行する理由

（1）資金調達の目的

当社グループの主力事業をとりまく外部環境及び市場は、ここ数年で激変しており、もはや独自技術に頼った自社生産・自社販売という従来の製造業の経営活動のみでは、変化と競争の激しい世界市場では生き残ることが困難となってきております。

2019年5月には、ホームAV事業に関して、DENON/Marantz/Polk Audio等のオーディオブランドを持つSound United LLCのグループにこれを対価約8,175百万円にて譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）を決議いたしました。本事業譲渡において必要な手続きは完了したものの、関連する全ての契約の締結、資金調達の確保、その他の必要な承認等様々な条件を満たすことが両当事者において難航し、譲渡契約を終了し本事業譲渡を中止するにいたしました。

2019年8月には、営業債務の早急な支払いを目的に、株式会社SBI証券（本店所在地：東京都港区六本木一丁目6番1号 代表取締役社長：高村正人）に対する第三者割当による第7回新株予約権の発行を決議し、2019年9月9日以降、第7回新株予約権の行使が順次行われ、約1,300百万円の資金調達を行いました。2019年11月末時点で依然として6,162百万円の営業債務の支払い遅延が存在している状況でした。

このような状況に鑑みて、2019年11月にホームA V事業に関わる国内従業員の約30%に相当する100人規模の人員削減及び役職ポスト数の見直しによる組織のスリム化により2020年3月期第4四半期から年間約1,000百万円(見込額)の固定費の削減、さらに不採算モデルの削減やこれに伴う2021年3月期以降の開発費の削減で年間約750百万円(見込額)の損益改善、拠点集約による固定費の削減を行うことで販売管理費の削減を目的とした合理化策を策定し実行に移しておりますが、これらの合理化策による費用の削減効果や下記で詳述する資産を有効活用した資金調達には相応の時間を要することから、直近の営業債務の支払い状況を改善するために、当社は、2019年12月27日付プレスリリース「第三者割当による新株式、第6回新株予約権付社債(転換価額修正条項付)及び第8回新株予約権(行使価額修正条項付)並びに第9回新株予約権の発行並びに無担保ローン契約締結に関するお知らせ」に記載のとおり、EVO FUNDを割当予定先とする新株式、第6回無担保転換社債型新株予約権付社債、第8回新株予約権及び第9回新株予約権の発行、並びにEVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 宮下和子)との間で無担保ローン・ファシリティ契約(以下「本ファシリティ契約」といいます。)の締結を、2019年12月27日付で決議いたしました。しかしながら、元々の運転資金の不足、債権回収の遅延が発生していることに加え、当事業をとりまく外部環境及び市場の変化は激しく、それに伴う、構造改革や合理化策を実施してもなお業績が改善できていない状況、さらには、2020年以降の世界規模の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、世界的な株式市場の低迷が発生したことによる当社株価の低下により、当初約6,000百万円を見込んでいた資金調達は、約2,182百万円の調達のみで留まってしまい、当初の予定どおり営業債務の解消を行うことができませんでした。

さらに、2020年以降、営業債務の支払い遅延が存在している状況に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、生産及び販売活動が限定的になったため、当初計画をしていた経常収入が得られない状況となりました。一部の取引先からは、支払い遅延の解消に向けた具体的な資金調達計画と支払い予定を明確に提供するように要請され、取引条件についても支払いまでの期間の短縮及び出荷時での支払いを必要とするなどの変更要求や材料・製品の一部供給の停止等により、生産ラインの停止等が発生したことから、商品の供給不能による販売機会損失の影響も生じ、2020年3月期においては、売上高は21,808百万円と前年対比22,028百万円減となりました。加えて、当社は2020年3月期において、当社A V事業の事業子会社オンキヨー&パイオニア株式会社(東京都墨田区横網一丁目10番5号、代表取締役:宮城謙二。以下「OPC社」といいます。)(2020年3月当時。なお、下記記載の吸収合併により、当社に吸収合併されています。)の米国向販売代理店であるオンキヨーUSA社(18 Park Way Upper Saddle River, New Jersey

07458、CEO: Jason Sausto。以下「O U S社」といいます。) について、元々A V レシーバー市場が大幅に縮小傾向だったことによることに加え、前述の理由によりO P C社からの米国向けの商品出荷が大幅に減少したことに伴い、O U S社の業績が著しく悪化し、さらに新型コロナウイルス感染症拡大によるロックダウンの影響もあり、O P C社への営業債務が大幅に滞留している状況となったため、2020年3月期において2,934百万円の貸倒引当金繰入額を特別損失に計上いたしました。それらの結果、2020年3月期連結会計期間末において、当社は、3,355百万円の債務超過に陥り、2020年9月25日付の株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の発表により、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりました。

そのため、本件取組みは、2021年3月末までに債務超過を解消し、上場廃止を回避することを主な目的としております。

本件取組みに先立ち、当社は、返済の目途が立っていない貸付金債権と、期日が到来し支払いが遅延している営業債務の一部に対応する金銭債権について、2020年5月20日付プレスリリース「第三者割当による新株式の発行(現物出資(デット・エクイティ・スワップ))、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動(予定)に関するお知らせ」に記載のとおり、2020年6月5日付でEVO FUNDを含む各債権者5者がこれを当社に現物出資し、デット・エクイティ・スワップにより株式を発行いたしました。これにより、861百万円の有利子負債及び約700百万円の営業債務が圧縮されるとともに、資本が増強され、当該圧縮分の貸付金返済及び営業債務支払いのための資金負担がなくなり、当社グループの支払い遅延の債務額も減少することとなりました。

また、当社としては従前より、保有する資産を有効活用した資金調達も行うべく交渉を続けております。具体的には、当社の持分法適用関連会社であるS&O ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア ケダ州) について当社グループが保有する株式(簿価約528百万円)の売却に向けた他社との間の具体的な協議を進めており、その他保有の投資有価証券についても取捨選択した上で売却の方向も検討いたします。また、所有する三重県津市河芸の土地、建物といった固定資産の売却についても候補先を検討する等、資産を有効活用した資金調達も行うべく取り組んでおり、営業債務の支払い遅延の解消のため、最大限の努力を継続しております。

さらに、当社としては、昨年からホームA V事業を譲渡することを方針とし、複数の候補先と詳細な協議を行っていましたが、ホームA V事業の譲渡が成立

しない状態では今後より厳しい状況に陥ることは容易に予想され、また、すでに実施済みの合理化策において大幅な固定費の削減が見込めることがわかってきたことから、ホームAV事業について、営業債務の支払い遅延を解消し、従来から強みのあったビジネスに注力することができれば、利益を確保できる体制が徐々に整いつつあると判断し、さらには、2020年7月30日付プレスリリース「米国における販売代理店契約締結のお知らせ」にて公表しておりますとおり、米国における販売代理店を米国Nasdaq上場のVOXXグループの11 Trading Company LLCに変更することができたこともあり、2020年7月31日付プレスリリース「グループ再編（子会社との吸収合併及び会社分割（新設分割）による子会社設立）及び定款の一部変更（商号変更他）に関するお知らせ」のとおり、ホームAV事業を行うオンキヨー&パイオニア株式会社を当社が吸収合併し、従来、オンキヨー株式会社が担っていたOEM事業をオンキヨーサウンド株式会社、AI、ハイレゾ配信、ブランドコラボレーションなどのその他事業をオンキヨー株式会社にそれぞれ新設分割し、オンキヨー株式会社はオンキヨーホームエンターテイメント株式会社に商号を変更し、ホームAV事業に再注力することを公表いたしました。その後、2020年9月25日開催の臨時株主総会にて、このグループ再編は賛成多数で可決され、2020年10月1日より新体制への移行を行いました。

一方で、上述の経営体制・方針転換は、当社の状況改善において即効性のあるものではないため、効果が顕在化するまでは数か月かかるものと予想されることから、現状の解消・緩和に向けた取組みとして、2020年7月31日付プレスリリース「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約締結及び第三者割当による新株式発行、並びに主要株主である筆頭株主の異動（予定）に関するお知らせ」にて、EVO FUNDを割当先とする株式発行プログラム設定契約により設定された株式発行プログラム（以下「新株発行プログラム」といいます。）に基づく割当予定先に対する第三者割当による全8回の新株式の発行を決議いたしました。

新株発行プログラムにより、第1回割当乃至第8回割当の合計で約4,618百万円の資金調達を当初見込んでおり、それらの資金を用いて、遅延している営業債務の支払い及び借入金の弁済を計画しておりました。しかしながら、2020年11月9日時点において、第4回割当まで新株発行を実施し、約1,290百万円の調達が完了したものの、当社株価が低迷し、取引先に対する営業債務の支払い遅延も2020年9月末現在で5,841百万円（前連結会計年度末6,468百万円）存在していることから、各取引先との間における支払い期間の短縮等の状況が継続しており、生産及び販売活動が限定的となっております。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、欧州では外出制限などにより需要が限定的となっております。また生産現場においては、マレーシア生産工場の操業が一時的な停止状態に陥り、コ

コロナウイルス感染症予防対策を行いながら生産活動を再開しておりますが、限定的な稼働から顧客の要望に対しては充足されない状況が続いております。このような原因もあり、2021年3月期第2四半期連結累計期間においても2,330百万円の経常損失を計上することとなり、2020年9月末日時点において2,381百万円の債務超過となっている状況であります。

上述の状況から、このまま当初予定どおりの新株式発行を行うだけでは、営業債務の支払い遅延及び2021年3月期末までの債務超過の解消を確実に実行することは困難である可能性が高くなってきたため、当社は債務超過解消を確実に実行できる資本増強策の検討を進めるため、2020年11月24日付プレスリリース「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約に基づくEVO FUNDに対する第三者割当による新株式発行（第5回割当）の中止及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」及び2020年12月14日付プレスリリース「包括的株式発行プログラム（“STEP”）設定契約に基づくEVO FUNDに対する第三者割当による新株式発行（第6回乃至第8回割当）の中止及び有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」のとおり、新株式発行（第5回乃至第8回割当）の中止を決議しております。

このように、2020年3月期までの状況に続き、2021年3月期においても現時点で純損失を計上しており、キャッシュ・フローが改善されていない状況下において、当社は、2021年3月期末までに債務超過を解消して、当社を支援いただいております株主様に上場廃止によるご迷惑をおかけすることを回避したいと考えております。

割当予定先よりこのたび提案いただいた本件取組みは、2021年3月31日までに債務超過を解消するために不可欠な純資産の増強を可能とするものであります。本件取組みでの調達資金だけでは、営業債務の支払い遅延が即座に解消することは難しいものの、2021年3月31日までに債務超過が解消され、財務状況が改善すれば、各取引先から正常に材料・製品の供給を受けつつ、現在の支払い期間の短縮及び出荷時支払いなどの取引条件についても当社の通常の取引条件に戻すことの交渉が可能となり、販売機会回復、当社の資金の回転良化から、より事業運営も正常化し、営業債務の支払い遅延に回せる経常収支の増加も見込んでおります。一方で、本件取組みを実施しなかった場合には、営業債務の支払い遅延を一定程度以上解消する必要があり、かかる解消は困難を伴うことが見込まれることから、債務超過による上場廃止となる可能性が本件取組みを行った場合に比して高くなるものと考えられます。割当予定先をEVO FUNDとする本件取組みが実行され、本新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、当社は、本件取組みが、債務超過解消を目指すために不可欠な手段であると判断しております。しかしながら、大規模な希薄化を伴

い、かつ、割当予定先のみ特に有利な価額での新株予約権の行使を可能とするものであるため、かかる状況において、本資金調達実施の是非を既存株主の皆様にご意見を伺うべく、本臨時株主総会にて、特別決議の議題として審議いただきたくお願い申し上げます。

（２）資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUNDに対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

また、当社は、本資金調達に加えて、実行し得る債務超過解消のための施策を進めることを目指して、追加的な種類株式の発行について実行可能な状態にあらかじめ準備することが必要と考えております。そのため、当社は、2020年12月16日付で、A種種類株式及びB種種類株式の新設に加えて、将来的に発行することを想定しているC種種類株式の新設に関する定款変更についても本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、上場会社が第三者割当を行う場合において、希薄化率（有価証券上場規程施行規則第435条の2に規定する議決権の比率）が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東証が認める場合を除き、その上場を廃止することとされており（有価証券上場規程第601条第1項第17号、有価証券上場規程施行規則第601条第15項第6号）、第三者割当が短期間（6か月を目安）に複数回実施される場合には、これらの第三者割当が一体とみなされて希薄化率が算出されることから、A種種類株式及びB種種類株式と同様、C種種類株式についても議決権を持たず、かつ当社普通株式に転換することができない内容としております。

なお、現時点においては、C種種類株式の新設にかかる定款変更の実施を本臨時株主総会に付議するのみであり、募集事項について決定した事実はございません。

C種種類株式の概要は以下のとおりです。

(C種種類株式の概要)

<p>(1) 優先配当</p>	<p>大要、C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に日本円TIBOR（6か月物）に2.5%を加えた率として算定される率を年率として、当該年率を乗じて算出した額について、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算した額。なお優先配当については非参加条項及び累積条項が定められている。C種種類株式に対する優先配当はA種種類株式及びB種種類株式に対する優先配当並びに普通株式に対する配当に優先する（A種種類株式及びB種種類株式に対する優先配当は、同順位で普通株式に対する配当に優先する。）。</p>
<p>(2) 議決権</p>	<p>なし</p>
<p>(3) 普通株式を対価とする取得請求権</p>	<p>なし</p>
<p>(4) 金銭を対価とする取得請求権</p>	<p>2023年1月28日以降、大要、(i) C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに(ii) C種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得請求可能。金銭を対価とする取得請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の支払いは、同一の日を取得日として金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式の取得と引き換えに交付することとなる金銭又はREVOLUTION株式の支払い又は交付に優先する（金銭を対価とする取得請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びにREVOLUTION株式を対価とする取得請求がなされたB種種類株式は同順位。）。</p>

(5) 金銭による取得条項	2022年1月28日以降、大要、(i) C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに(ii) C種種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得可能。
(6) 残余財産の分配順位	A種種類株式及びB種種類株式並びに普通株式に対して優先する(A種種類株式及びB種種類株式は、同順位で普通株式に優先する。)

上述のC種種類株式の発行に関して、現段階で決まった事実はなく、また、割当先の候補も具体的に定まっていないものの、当社の債務超過解消及び財務体質の強化のためには、本新株予約権による資本増強に加えて、債権者による現物出資(DES)によるC種種類株式の発行や債務免除を含む、現存する債務の縮小を図る手段が必要であると考えており、そのための第一歩として、本資金調達及びC種種類株式の新設について決議いたしました。なお、C種種類株式について、優先配当、残余財産の分配及び金銭を対価とする取得請求権をA種種類株式及びB種種類株式に対して優先するものとした理由は、C種種類株式の設計上のメリットを高めることにより、潜在的な投資家が取得することを容易にするためです。

本新株予約権の買取契約において、本新株予約権行使の確約等の条項は付されておりません。割当予定先は、当社の状況及び市場環境を日々評価し、その上で、本新株予約権の行使は、割当予定先の単独の判断により行われます。なお割当予定先は、本新株予約権の行使が、当社の資本増強に寄与し、債務超過解消によって上場廃止となる危険性を減少させることを理解しております。疑義を避けるために付言すると、本新株予約権の買取契約において上場廃止の回避を確約する規定及びその意図はなく、かかる予定もありません。債権者との交渉により現存する債務額を縮小することができれば、当社の債務超過解消のために必要となる割当予定先による行使の金額は少なくなります。

5. 発行条件等について

(1) 発行価額の算定根拠

当社は2020年3月末において債務超過となっており、かかる状況が2021年3月末まで続いた場合には、上場廃止となることが見込まれております。このため当社は、2020年6月5日に割当予定先、オーエス・ホールディング株式会社、冠旭国際科技有限公司(Grandsun International Technology Co.,

Limited)、Ampacs Corporation及び英研智能移動股份有限公司(AIMobile Co.,Ltd)を割当先として当社に対する債権の現物出資(DES)による新株発行を行うとともに、2020年7月31日に割当予定先との間で包括的株式発行プログラム(“STEP”)設定契約を締結し、2020年8月27日、2020年9月16日、2020年10月20日及び2020年11月9日の4回にわたって新株を発行いたしました。これにより当社の財務体質は改善いたしました。当社株式の株価下落により新株発行プログラムによる資金調達額が当初の想定を下回る状況が続いており(過去4回の新株発行による調達額は、当初2,309,200,000円を想定していたところ、1,290,300,000円にとどまっております。)、このままでは2021年3月末までに債務超過が解消しない可能性が高まっております。

そのような中、2020年10月下旬に、2020年6月5日の新株発行及び新株発行プログラムにおいてアレンジャーを務めたEVOLUTION JAPAN証券株式会社から、1株当たりの行使価額を5円とする普通株式を目的とする新株予約権及び1株当たりの行使価額を1,000,000円とする種類株式を目的とする新株予約権の発行を組み合わせた本資金調達の提案を受け、割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、当社が現在最優先としている上場廃止を回避するための資本増強策として実現性が十分にあると判断したため、かかる提案を受け入れることを決定いたしました。当社は、割当予定先から、第10回新株予約権の行使価額5円は、現在の株価水準と比較すると大幅なディスカウントであるものの、当社の1株当たり純資産がマイナスであることなどに鑑み、割当予定先としては、本資金調達を引き受けるにあたり、1株当たりの行使価額5円が引き受けるに際しての上限の金額であるとの説明を受けております。

当社取締役会としても、現在の状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達することは難しいと判断いたしました。

第10回新株予約権の行使価額5円は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日(2020年12月15日)における当社普通株式の終値19円に対して、73.68%のディスカウントとなります。

なお、当該行使価額5円につきましては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2020年12月15日)までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値18円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。))に対し72.22%のディスカウント(小数第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率について同様に計算しております。)、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値22円に対し77.27%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値34円に対し85.29%のディスカウントとなります。

当社は、第10回新株予約権の発行価額を1個当たり0.1円、第11回新株予約権及び第12回新株予約権の発行価額を1個当たり1円として発行いたしますが、かかる発行価額にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断し、本臨時株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当増資に関する議案の承認（特別決議）を得ることといたしました。

当社は現在、債務超過及び営業債務の支払遅延の解消を早急に図る必要があります。大規模な資本増強が必要な状況にあります。過去、複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けていただける候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって、債務超過を解消し、また、遅延している営業債務の支払及び借入金の返済に資金を充当することで、当社の運営に寄与するものと判断しており、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第10回新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で240,000,000株（議決権ベースで2,400,000個）であり、第10回新株予約権の目的となる最大の株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動は原則としてありません。

なお、かかる最大の株式数は、2020年9月30日現在の当社発行済株式総数119,768,294株（議決権数1,188,072個）に対して200.39%（議決権ベースで202.01%）となります。また、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当により発行された当社普通株式46,000,000株（議決権460,000個）を第10回新株予約権の行使による最大交付株式数240,000,000株（議決権数2,400,000個）に合算した総株式数は286,000,000株（議決権数2,860,000個）であり、これは、2020年12月16日以前6か月以内に払込みが行われた第三者割当による当社普通株式の発行のうち最も古い2020年8月27日の当社普通株式の発行の直前（2020年8月26日時点）の当社発行済株式総数である96,768,294株（議決権数958,072個）の295.55%（議決権総数に対し298.52%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東証の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

なお、第10回新株予約権の行使により新たに発行される予定の最大株式数と、直近6か月間の一日当たりの平均出来高3,594,059株と比較した場合、当該平均出来高は、当該最大交付株式数240,000,000株（潜在株式を含む。）の約1.50%程度であります。

第11回新株予約権の行使により新たに発行される予定のA種種類株式及び第12回新株予約権の行使により新たに発行される予定のB種種類株式には議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておりません。したがって、第11回新株予約権及び第12回新株予約権が行使されA種種類株式及びB種種類株式が発行されることにより、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはありません。

本資金調達によって、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様にも不利益を与えることとなりますが、当社は、債務超過を解消するとともに遅延している営業債務の支払いのための一手段とするために、やむを得ないと判断しております。

また、割当予定先の保有方針は、純投資とのことであり、株価や市場動向により第10回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

6. 第三者割当による本新株予約権の内容

<第10回新株予約権の発行の概要>

- | | |
|---|--|
| 1. 新株予約権の名称 | オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。） |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金240,000円（本新株予約権1個当たり0.1円） |
| 3. 申込期日 | 2021年1月28日 |
| 4. 割当日及び払込期日 | 2021年1月28日 |
| 5. 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。 |
| 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 | |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 | |
| (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は240,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。 | |

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 2,400,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金0.1円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、5円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により算出される額又は本項第(2)号に掲げる各事由（但し、本項第(2)号②の事由を除く。）により、行使価額の調整が行われる場合の1株当たりの払込金額のうち、いずれか低い価額に行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときには当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予

約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額でもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{より当該期間内に交付された株式数} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後行使価額を適用する日の直前取引日の終値のいずれかの高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

1 1. 本新株予約権の行使期間

2021年1月29日(当日を含む。)から2022年1月28日(当日を含む。)までとする。

1 2. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

1 3. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

1 4. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

1 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

1 6. 新株予約権の行使請求の方法

(1)本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に必

要な事項を定めた通知をしなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第18項記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

19. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 大阪支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

＜第11回新株予約権の発行の概要＞

1. 新株予約権の名称 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第11回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,500円 (本新株予約権1個当たり1円)
3. 申込期日 2021年1月28日
4. 割当日及び払込期日 2021年1月28日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社A種種類株式とする。
(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は2,500株 (本新株予約権1個当たりの目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は1株) とする。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,500個
8. 各本新株予約権の払込金額 金1円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額 (以下に定義する。) に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社A種種類株式を交付 (当社A種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社A種種類株式を処分することをいう。以下同じ。) する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額 (以下「行使価額」

という。)は、1,000,000円とする。

10. 行使価額の調整

(1)次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済A種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(2)行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(3)行使価額の調整については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

(4)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2021年1月29日(当日を含む。)から2023年1月28日(当日を含む。)までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社A種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
16. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に必要な事項を定めた通知をしなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第18項記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
19. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 大阪支店
20. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

< 第12回新株予約権の発行の概要 >

1. 新株予約権の名称 オンキヨーホームエンターテイメント株式会社第12回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,500円（本新株予約権1個当たり1円）
3. 申込期日 2021年1月28日
4. 割当日及び払込期日 2021年1月28日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社B種種類株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は2,500株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株）とする。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 2,500個
8. 各本新株予約権の払込金額 金1円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社B種種類株式を交付（当社B種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社B種種類株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、1,000,000円とする。

10. 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際して出資する旨並びに当該財産の内容及び価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、同時に行使された新株予約権の個数に行使価額を乗じて算出された額（1円未満の端数切上げ）を上回る時価を有する本新株予約権者の保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：8894、以下「REVOLUTION株式」という。）とする。

上記において「時価」とは、出資されるREVOLUTION株式数に本新株予約権の行使請求の効力が生じる日の取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じて算出される額をいう。

11. 行使価額の調整

(1)次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済B種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(2)行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(3)行使価額の調整については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。

(4)本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

- 1 2. 本新株予約権の行使期間
2021年1月29日(当日を含む。)から2023年1月28日(当日を含む。)
までとする。
- 1 3. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
- 1 4. 新株予約権の取得事由
本新株予約権に取得事由は存在しない。
- 1 5. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- 1 6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社B種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 1 7. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に必要な事項を定めた通知をしなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第19項記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全てにつき、当社にその所有権を移転させるものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全てにつき、当社への所有権が移転した日に発生する。
- 1 8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪
証券代行部

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

<A種種類株式の要項>

1. 株式の名称

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社A種種類株式（以下、「A種種類株式」という。）

2. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、下記10.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

優先配当年率＝日本円TIBOR（6か月物）＋2.5%

「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

（3）非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

（4）累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないと

きは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記10.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記10.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記2.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

4. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の10銀行営業日前までに当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、A種累積未払配当金相当額の計算及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。但し、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額並びに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式及び金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式及びB種種類株式については、償還請求又は現物償還請求がなされな

ったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年1月28日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

9. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

10. 優先順位

(1) A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金（以下、あわせて「優先配当金」という。）、A種累積未払配当金相当額、B種累積未払配当金相当額及びC種累積未払配当金相当額（以下、あわせて「累積未払配当金相当額」という。）並びに普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」という。）に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第3順位（A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。）、A種優先配当金及びB種優先配当金が第4順位（A種優先配当金及びB種優先配当金の間では同順位とする。）、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式（以下、あわせて「種類株式」という。）並びに普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式及びB種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位（A種種類株式及びB種種類株式の間では同順位とする。）、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

11. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12. 単元株式数

A種種類株式につき1株とする。

13. 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

当社の発行可能株式総数は、55,000万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 55,000万株

A種種類株式 2,500株

B種種類株式 2,500株

C種種類株式 7,500株

14. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) その他A種種類株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

< B種種類株式の要項 >

1. 株式の名称

オンキヨーホームエンターテイメント株式会社B種種類株式（以下、「B種種類株式」という。）

2. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対し、下記11. (1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に下記算式により算定される年率（以下、「優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

優先配当年率＝日本円TIBOR（6か月物）＋2.5%

「日本円TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。なお、B種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がB種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る優先配当年率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記11.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

3. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記11.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類

株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記2.(2)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。)

4. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。)(以下、「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月1日(当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下、「償還請求日」という。)として、償還請求日の10銀行営業日前までに当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「償還請求」という。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、B種累積未払配当金相当額の計算及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。但し、同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額並びに当該償還請求日と同一の日を現物償還請求日として現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる

REVOLUTION株式及び金銭の額の合計額が、償還請求日における償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式並びに現物償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式及びB種種類株式については、償還請求又は現物償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. REVOLUTION株式を対価とする取得請求権

(1) REVOLUTION株式対価取得請求権

B種種類株主は、2021年1月28日以降、現物償還請求日（以下に定義する。）における償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を現物償還請求が効力を生じる日（以下、「現物償還請求日」という。）として、現物償還請求日の10銀行営業日前までに当社に対して、当社が保有する株式会社REVOLUTIONが発行する普通株式（証券コード：8894。以下、「REVOLUTION株式」という。）及び金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「現物償還請求」という。）ができるものとし、当社は、当該現物償還請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、下記(2)に定めるREVOLUTION株式及び金銭を、B種種類株主に対して交付する。但し、現物償還請求日において現物償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなるREVOLUTION株式及び金銭の額の合計額と現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額の合計額が、現物償還請求日に

おける償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超える場合には、現物償還請求がなされたB種種類株式並びに償還請求がなされたA種種類株式及びB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額から現物償還請求日と同一の日を償還請求日として償還請求がなされたC種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額を控除した額を超えない範囲内においてのみA種種類株式及びB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式及びB種種類株式については、償還請求又は現物償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 現物償還交付財産の内容

(a) 現物償還請求がなされたB種種類株式の対価として交付する財産は、当社が保有するREVOLUTION株式の時価（第(c)号に定義する。）の合計額（以下、「現物交付REVOLUTION株式価額」という。）が当該現物償還請求にかかるB種種類株式にかかる現物償還交付額（第(b)号に定義する。）以下で最大となるようなREVOLUTION株式及び現物償還交付額と現物交付REVOLUTION株式価額の差額に相当する金銭とする。

(b) 現物償還交付額

第(a)号において「現物償還交付額」とは、当該現物償還請求にかかるB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額をいう。なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「現物償還請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。

(c) REVOLUTION株式の時価とは、現物償還請求日の株式会社東京証券取引所におけるREVOLUTION株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）をいう。

(3) 現物償還請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(4) 現物償還請求の効力発生

現物償還請求事前通知の効力は、現物償還請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する現物償還請求受付場所に到達したときに発生する。現物償還請求の効力は、当該現物償還請求事前通知に係る現物償還請求日において発生する。

7. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2022年1月28日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10銀行営業日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本7.においては、B種累積未払配当金相当額の計算及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

8. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

9. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

10. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

(2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

11. 優先順位

(1) A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金(以下、あわせて「優先配当金」という。)、A種累積未払配当金相当額、B種累積未払配当金相当額及びC種累積未払配当金相当額(以下、あわせて「累積未払配当金相当額」という。)並びに普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主とあわせて「普通株主等」という。)に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額が第1順位、C種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額が第3順位(A種累積未払配当金相当額及びB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする)、A種優先配当金及びB種優先配当金が第4順位(A種優先配当金及びB種優先配当金の間では同順位とする。)、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。

(2) A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式(以下、あわせて「種類株式」という。)並びに普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、C種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式及びB種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位(A種種類株式及びB種種類株式の間では同順位とする。)、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

12. 種類株主総会

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

13. 単元株式数

B種種類株式につき1株とする。

14. 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

当社の発行可能株式総数は、55,000万株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 55,000万株

A種種類株式 2,500株

B種種類株式 2,500株

C種種類株式 7,500株

15. その他

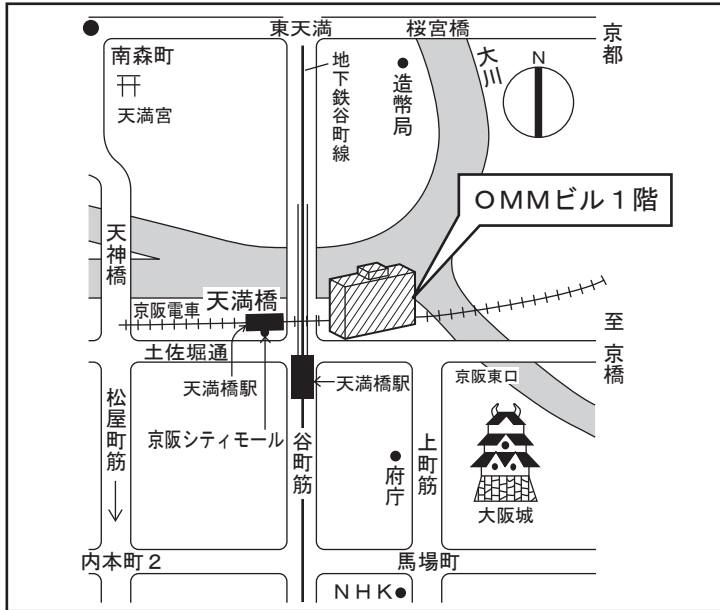
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) その他B種種類株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区大手前一丁目7番31号
OMMビル1階
グラン101～102会議室



【交通のご案内】

最寄駅 京阪電車天満橋駅 東出口

地下鉄谷町線天満橋駅 北出口

※ お車でのご来場はお控えくださいますよう、お願い申し上げます。